

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則

所管課（室）名

福 祉 保 健 課

◎ 告 示

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・漁船保険加入区の指定の変更
- ・道路の区域変更（4件）
- ・道路の供用開始
- ・河川堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議成立

スマート県庁推進課

漁 業 振 興 課

道 路 維 持 課

//

河 川 課

◎ 公 告

- ・一般競争入札の実施
- ・大規模小売店舗の変更事項届出（2件）
- ・県営土地改良事業計画の決定
- ・県営土地改良事業計画変更の決定
- ・県営土地改良事業の工事の完了（2件）
- ・測量の実施

スマート県庁推進課

経 営 支 援 課

農 村 整 備 課

//

//

建 設 企 画 課

◎ 公安委員会告示

- ・銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定

生活安全企画課

◎ 正 誤

○令和6年12月27日付け長崎県公報第11378号中

働きがい推進室

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第2号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア及びイ 略

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり350円以内とする。

エ～カ 略

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

（ア）略

（イ）1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。

（ウ）～（キ）略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,330円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
冬季	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人を増
----	----	----	----	----	----	--------------

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア及びイ 略

ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり340円以内とする。

エ～カ 略

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

（ア）略

（イ）1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

（ウ）～（キ）略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,230円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人を増
----	----	----	----	----	----	--------------

季別	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	すごとに 加算する 額
夏季	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬季	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

(4) 略

4 及び 5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための救急の修理

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。

ウ 略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 略

イ 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円

ウ 略

7 略

8 学用品の給与

(1)及び(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 5,200円(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,500円(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

(4) 略

9 略

10 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,600円以内の額とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,700円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

11 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり

季別	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	すごとに 加算する 額
夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

(4) 略

4 及び 5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための救急の修理

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。

ウ 略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 略

イ 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 略

7 略

8 学用品の給与

(1)及び(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,800円(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,100円(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円

(4) 略

9 略

10 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内の額とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

11 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり

大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。 (4) 略 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (1) 略 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。 (3) 略 13 略 別表第2（第8条関係） 災害救助法による実費弁償の程度 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日 22,800円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日 15,600円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 14,800円以内 エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日 14,000円以内 オ 救急救命士 1人1日 12,300円以内 カ 大工 1人1日 25,700円以内 キ 左官 1人1日 26,100円以内 ク とび工 1人1日 25,300円以内 (2)及び(3) 略 2 略	大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。 (4) 略 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (1) 略 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。 (3) 略 13 略 別表第2（第8条関係） 災害救助法による実費弁償の程度 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者 (1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日 22,600円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日 15,400円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日 14,700円以内 エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日 13,900円以内 オ 救急救命士 1人1日 12,000円以内 カ 大工 1人1日 24,500円以内 キ 左官 1人1日 25,000円以内 ク とび工 1人1日 23,500円以内 (2)及び(3) 略 2 略
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和6年7月1日から適用する。

告 示

長崎県告示第75号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

電子県庁システム検証用サーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年2月27日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2881
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を

定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

- 6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第76号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき加入区を指定した告示（昭和35年長崎県告示第607号及び昭和61年長崎県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

表中「| 上県町鹿見加入区 | 上県郡上県町のうち大字鹿見、久原及び女連の区域 |」を「| 鹿見伊奈加入区 | 対馬市上県町のうち鹿見、久原、女連、伊奈、志多留及び越高の区域 |」に改める。

表中「| 伊奈加入区 | 上県郡上県町のうち、大字伊奈、志多留、越高の区域 |」を削る。

長崎県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保日野松浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市愛宕町74番1地先から 佐世保市愛宕町38番3地先まで	前	23.5～29.4	142.1	
	後	23.5～89.4	142.1	

長崎県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 大根坂的山線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市大島村前平字時ヶ浦3030番3地先から 平戸市大島村前平字高崎3623番4地先まで	前	6.3～15.2	474.8	
	後	6.9～27.1	451.5	

長崎県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 波佐見山内線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡波佐見町野々川郷字坂口1566番1地先から 東彼杵郡波佐見町野々川郷字坂口1559番地先まで	前	4.5～13.0	127.4	
	後	7.6～14.5	127.4	

長崎県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 佐尾港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町桐古里郷字丸山123番1地先から 南松浦郡新上五島町桐古里郷字丸山123番38地先まで	前	13.0～27.5	26.6	
	後	11.0～15.6	26.6	

長崎県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐尾港線	南松浦郡新上五島町桐古里郷字丸山123番1地先から 南松浦郡新上五島町桐古里郷字丸山123番38地先まで	令和7年2月14日

長崎県告示第82号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 河川の名称
一級河川本明川水系千鳥川
- 河川管理施設の名称又は種類
千鳥川右岸堤防
- 河川管理施設の位置
雲仙市愛野町甲字新崎新開4593番8地先から雲仙市愛野町甲字有明新田7007番地先まで
- 管理を行う者の氏名及び住所
氏名 道路管理者 雲仙市長 金澤 秀三郎
住所 雲仙市吾妻町牛口名714番地
- 管理の内容
 - 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 原則として道路専用施設及び護岸に係る災害復旧
- 管理の期間
令和7年1月22日から道路の存続する日まで

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 一般競争入札に付する事項
電子県庁システム検証用サーバ等機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守
 - 借入物品
要求仕様書による。
 - 借入物品の特質等
要求仕様書による。
 - 借入期間
令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60月）
 - 納入場所及び条件

要求仕様書による。

(5) 入札の方法

ア 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別紙要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7年3月7日17時00分までに5の部局等に提出しなければならない。また、5の部局等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和7年2月27日17時00分

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2235

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（場所）長崎県総務部スマート県庁推進課

（期日）この公告の日から令和7年3月7日17時00分まで

なお、県のホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(提出場所) 5の部局等とする。

(受領期限) 令和7年3月25日17時00分(必着)

(提出方法) 郵便(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。)で行う。悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

10 開札の場所及び日時

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(日時) 令和7年3月26日15時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(13)から(17)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき(機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。)

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)。また、再度の入札において入札者(代理人を含む。)の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認(確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等)による。)ができないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(13) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

- (14) 代理人が入札したとき。
- (15) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (16) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (17) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
- (18) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Contract for lease and maintenance of Verification server for common information systems.
- (2) Lease period:
August 1, 2025 through July 31, 2030
- (3) Delivery place:
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender:
5:00 pm. March 25, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
3:00 pm. March 26, 2025
- (6) Point of contact:
Smart Prefecture Development Division,
General Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2235

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス多良見店
長崎県諫早市多良見町化屋1888番地、1887番地の一部、1889番地の一部
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗の名称
②大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和5年9月1日ほか
- 2 届出年月日
令和7年1月8日
- 3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス多良見店
長崎県諫早市多良見町化屋1888番地、1887番地の一部、1889番地の一部
(2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
(3) 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(4) 変更の年月日
令和7年2月1日
- 2 届出年月日
令和7年1月8日
- 3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

ならない。

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）波佐見2期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
土地改良事業計画書 波佐見2期地区
- 縦覧期間
令和7年2月14日から令和7年3月6日まで
- 縦覧場所
平 日：波佐見町役場 農林課
土日祝日：波佐見町役場 警備員室

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定に基づき、農地中間管理機構関連農地整備事業木田地区事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第18項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
農地中間管理機構関連農地整備事業
木田地区 土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和7年2月14日から令和7年3月6日まで
- 縦覧場所
壱岐市役所 郷ノ浦庁舎、勝本庁舎、芦辺庁舎、石田庁舎 各窓口

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期

諫早北部	農村地域防災減災事業	平成29年9月25日	令和5年1月27日
------	------------	------------	-----------

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。
令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
藤の棟	農村地域防災減災事業	令和2年10月2日	令和5年5月30日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐々町長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。
令和7年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐々町内の一部（松瀬免、市瀬免、志方免、本田原免、羽須和免、市場免、木場免、迎木場免、口石免、小浦免）	令和7年1月31日から 令和7年3月28日まで

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定を行ったので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年長崎県公安委員会規則第9号）第2条の規定により次のとおり告示する。
令和7年2月14日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

医師の氏名	勤務する病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
辻野 彰	長崎大学病院	長崎市坂本1丁目7番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者

正 誤

令和6年12月27日付け長崎県公報第11378号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1674	20	長崎県教育委員会規則第6号	長崎県教育委員会規則第9号

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
（八二四）
二二二
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
弥ト